

# 個人住民税の公的年金からの特別徴収が始まります！

公的年金受給者の納税の利便性を向上するため、平成21年10月支給の年金から個人住民税の特別徴収（以下「年金特徴」といいます。）が開始されることになりました。この年金特徴が開始されましても年間税額の徴収方法が従来と一部変更になるだけで、税負担額が変わるものではありません。

## 年金特徴対象の方

個人住民税の納税義務者のうち、平成20年中に公的年金等の支払を受け、平成21年4月1日において国民年金法に基づく老齢等年金給付等（注記1、以下「老齢等年金」といいます。）の支払を受けている65歳以上（昭和19年4月2日以前にお生まれ）の方。

ただし、次の方は年金特徴の対象になりません。

- （1）平成21年の1月1日以後引き続き海陽町内に住所を有しない方
- （2）平成21年度分の老齢等年金の年額が18万円未満の方
- （3）海陽町の行う介護保険の特別徴収対象被保険者でない方
- （4）所得税、介護保険料、国民健康保険税、長寿医療（後期高齢者医療）保険料、個人住民税の合計額が特別徴収の対象とされた年金（以下「特別徴収対象年金」といいます。）の支払額を超える方

## 年金から徴収される金額

公的年金等に係る所得から算出される税額が老齢等年金から徴収されます。年金特徴対象の方には、町から通知書を送付いたします（平成21年6月中旬発送予定）。この通知書は、ご本人に納めていただく普通徴収の納税通知書を兼ねており、普通徴収で納付していただく分と、年金から特別徴収される分が併記されていますので、特別徴収予定の金額をこの納税通知書でご確認ください。

（注記1）老齢等年金給付等とは、国民年金法による老齢基礎年金その他の同法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済組合法に基づく老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であって政令で定めるもの及びこれらの年金たる給付に類する老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であって政令で定めるものをいいます。

なお、この老齢等年金給付等には、遺族年金、障害年金等の非課税年金は含まれません。

個人住民税の公的年金からの特別徴収制度では、受給者が支払うべき個人住民税を社会保険庁などの「年金保険者」が市町村へ直接納入し、受給者には、年金から個人住民税を差し引いた差額が支払われることとなります。

特別徴収の開始は、平成21年10月支給分の年金からとなります。そのため、21年度の税額の半分については、平成21年6月及び8月に普通徴収（納付書により支払う方法）により納税していただくこととなります。

複数の種類の公的年金等を受給している場合、全ての公的年金等に係る税額が、特別徴収対象年金から特別徴収されます。

年金所得以外の所得に係る個人住民税及び対象とならない方の個人住民税については、従来どおりの方法によりお支払いいただくことになります。

## 「公的年金からの特別徴収」についてのQ & A

Q 1 : どんな制度なの？

A 1 : 公的年金等の支払いを受けている方の年金に係る個人住民税を、公的年金（老齢基礎年金等）の給付の際に差し引いて徴収（特別徴収）する制度です。

Q 2 : どんな人が対象なの？

A 2 : 当該年度の初日（4月1日）に公的年金を受給している65歳以上の方が対象です。ただし次のような方は対象となりません。

（1）老齢基礎年金等の金額が年間18万円未満の方

（2）個人住民税額が、所得税、介護保険料、後期高齢者医療保険料を控除した老齢基礎年金等の金額を超える方

前年の所得に対して個人住民税の計算をした結果、納税額が発生しなかった方は、年金からの個人住民税の特別徴収はありません。

Q 3 : いつから始まるの？

A 3 : 実際の年金からの特別徴収は、平成21年10月に支払われる年金から実施されます。

Q 4 : 制度が変更になって税負担が増えることはないの？

A 4 : この制度は、個人住民税の支払い方法を変更するものであり、税額の計算方法等に変更はなく、これにより新たな税負担は生じません。

Q 5 : どんな方法で？

A 5 : 平成21年度（平成20年分の所得が対象）の課税所得が年金所得のみの場合、個人住民税は年金からの特別徴収による納付になります。

なお21年度はこの制度が導入される特別徴収開始年度になりますので、6月、8月の2期分は普通徴収（納付書又は口座振替により納付）となり、10月以降から特別徴収に切り替わります。

特別徴収開始年度と2年目以降とでは徴収の方法が若干変わります。

【例】 年金に係る年税額が12,000円だったら・・・

#### 特別徴収開始年度（1年目）

徴収の方法	普通徴収（自分で納付）		特別徴収（年金からの特別徴収）		
年金支給月	6月	8月	10月	12月	2月
税 額	年 額 の 4 分 の 1		年 額 の 6 分 の 1		
	3,000円	3,000円	2,000円	2,000円	2,000円

特別徴収が始まる年は、6月と8月に年税額の4分の1ずつを普通徴収（納付書又は口座振替により納付）します。（6月上旬に、6月と8月に納付の際に使う納付書と、10月以降の特別徴収税額の通知を郵便でお送りします。）

10月、12月、2月に支給される年金から年税額の6分の1ずつを特別徴収します。

#### 特別徴収2年目以降

徴収の方法	特別徴収（仮徴収）			特別徴収（本徴収）		
年金支給月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税 額	前年の10月からその翌年の3月までに徴収した額の3分の1			年税額から仮徴収分を差し引いた額の3分の1		
	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円

4月、6月、8月は、前年の10月からその翌年の3月までに徴収した額の3分の1の額をそれぞれ特別徴収します。（仮徴収）

10月、12月、2月は年税額から仮徴収分を差し引いた額の3分の1の額をそれぞれ特別徴収します。（本徴収）

$$12,000 \text{円 (年税額)} - 6,000 \text{円 (4, 6, 8月の仮徴収額)} = 6,000 \text{円 (本徴収分)}$$

これを3等分し、10月、12月、2月分が2,000円となります。

#### 年金特徴が中止になる場合

以下の事由が生じた場合には、年金特徴が中止になります。

- (1) 特別徴収対象年金給付の支払を受けないこととなった場合
- (2) 特別徴収対象年金所得者が転出・死亡した場合
- (3) 介護保険の特別徴収対象被保険者でなくなった場合
- (4) 所得税、介護保険料、国民健康保険税、長寿医療（後期高齢者医療）保険料、住民税の合計額が特別徴収対象年金の支払額を超える場合
- (5) 特別徴収対象年金所得者に係る当該年度の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額が、年金保険者に対し特別徴収依頼を行った後の当該年度中において変更された場合